

議案等參考資料

【全部改正】おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第11号

改正 平成18年4月1日教委規則第35号

平成23年3月28日教委規則第1号

平成23年12月7日教委規則第7号

平成24年11月12日教委規則第3号

平成26年12月26日教委規則第1号

第1条 おいらせ町立小中学校（以下「小中学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）については、この規則の定めるところによる。

第2条 小中学校の学区は、別表のとおりとする。

第3条 小中学校に就学する者は、その居住する学区の小中学校に通学するものとする。

2 前項の規定による居住とは、本居を有し、現に常住することをいう。

第4条 やむを得ない事由により居住する学区の小中学校に通学することができないときは、おいらせ町教育委員会の許可を得て他の学区の小中学校に通学することができる。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日教委規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日教委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月7日教委規則第7号）

この規則は、平成23年12月12日から施行する。

附 則（平成24年11月12日教委規則第3号）

この規則は、平成24年11月26日から適用する。

附 則（平成26年12月26日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

別表（第2条関係）

学校名		通学区域
百石中学校	百石小学校	上明堂、下明堂、新助川原、苗平谷地、後田、牛込平、下屋敷、東前川原、上前田、下前田、千刈田、堤田、東下谷地、沼端、東後谷地、風嵐、堀ノ内、新田、東下川原、洋光台、松原、苗振谷地、黒坂谷地の一部、獺野、土取、向坂

	甲洋小学校	深沢平、内山平、向平、一川目、深沢、二川目
下田中学校	木内々小学校	立蛇、中下田、上川原の一部、西前川原、馳下り、間木、木崎、染屋、彦七川原、川端、秋堂、向川原、中野平、高田、中平下長根山、三本木、境田、下境、西下谷地、犬毛谷地、沼小屋、菜飯、向山東の一部、向山南、西後谷地の一部、小前谷地、黒坂谷地の一部、山崎の一部
	下田小学校	西下川原、明土、丈ノ端、萱ノ前、南下田、上谷地、赤田前、館越、上水下、三九郎、阿光坊、神明前、新敷、洗平、瓢、西後谷地の一部、中谷地、向山の一部、上川原の一部
木ノ下小学校		浜道、北下田、鶴久保、鶴久保山、上久保、木ノ下東、木ノ下
木ノ下中学校		西、木ノ下南、豊原、豊、古間木山、縁ヶ丘、若葉、青葉、住吉、外小橋、向山の一部、豊栄、向山東の一部、山崎の一部

「いじめ防止標語～心の花咲かせよう～」募集要項

おいらせ町教育委員会

1. テーマ

「みんなで つくろう
楽しい学校・安心できる社会」

2. 目的
- ・ いじめ防止についての意識を高める。
 - ・ いじめを発見した時、傍観者にならない意識を高める。
 - ・ 安心して相談できる意識を高める。
3. 主催
- ・ おいらせ町教育委員会
4. 応募対象者
- ・ おいらせ町内の小学生、中学生
5. 応募締切日
- ・ 学務課指導室締切は、10月16日（金）。
 - ・ 募集用紙の配布や回収の日程については、各学校で定める。
(道徳や特活等でのいじめに関する指導の一環として実施する。)
6. 応募方法
- ・ 学校で指定された日までに、学級担任に応募用紙を提出する。
➤ 応募用紙については、必要に応じて拡大したものや別様式等、配布された応募用紙以外の使用も可能とする。
7. リーフレット作成について
- ・ 各学級から2作品以内を、推薦する。
(学務課指導室への提出は全作品)
➤ 推薦する作品については、赤で囲む等、明示する。
 - ・ 推荐された作品から、各小学校1、2、3年から1作品、4、5、6年から1作品、各中学校から2作品の計16作品を教育委員会で選考し、リーフレットを作成する。
 - ・ リーフレットは全児童生徒へ配布する。
8. その他
- ・ 全員参加が望ましい。
 - ・ 特別支援学級の児童生徒は、交流学級の一員に含む。
 - ・ 応募者の作品、及び応募者氏名、校名は町発行のパンフレット等に掲載する場合がある。

ひょううごほしゅう 標語募集

~心の花咲かせよう~
~おいらせ町教育委員会~

みんなで つくる
たの がっこう
楽しい学校
あんしん しゃかい
安心できる社会

いじめは、いじめられる子だけでなく、いじめる子、
それを見ている子、そして子どもだけでなく関係する
大人、みんなを傷つけます。

みんなが、安心して楽しく生活できるように、みんな
でいじめを防ぎ、みんなの明るい未来を作っていきましょう。
それぞれの立場の人が元気になるメッセージを標語にしてみましょう。



★誰に伝えたいかを何個か選んで考えましょう。(ひとつだけでもいいです。)

○いじめについて(いじめる子に、いじめられている子に、いじめを見ている子に)

○携帯端末の利用について(SNS等の利用も含む)

○その他(命の大切さ、思いやり、大人になど自由に)

おいらせ町立

がっこう

ねん

くみ
なまえ

・町のいじめ防止リーフレットに、優秀作品を掲載します。

今後の予定

- 9/7 応募用紙送付
- 9/24 定例会（審査依頼）
- 10/16 学校から委員会へ提出
審査依頼 教育委員の皆様に、審査依頼文書と候補作品を郵送します。
- 11/26 定例会（審査結果の確認）
- 12月 リーフレット作成
- 1月 リーフレット配布

令和3年度の予定も

- ・9月中旬ごろから募集する。



F A X



送信書

発信日	令和 年 月 日 ()					
発信先	おいらせ町教育委員会学務課指導室 指導主事 梅田 琢磨 行 FAX 0178-56-4268					
発信者						
枚 数	(本状含み) A4 判 1 枚					
用 件	『いじめ防止標語』の審査について					
内 容	採点票（1位から5位までのnoを記入ください）					
		1位 (5点)	2位 (4点)	3位 (3点)	4位 (2点)	5位 (1点)
	A 下田小(低)					
	B 木内々小(低)					
	C 木ノ下小(低)					
	D 百石小(低)					
	E 甲洋小(低)					
	F 下田小(高)					
	G 木内々小(高)					
	H 木ノ下小(高)					
	I 百石小(高)					
	J 甲洋小(高)					
	K 下田中					
	L 木ノ下中					
	M 百石中					
	11月6日(金)までにお願いします。					
その他						